

証券ジャパンの約款・規程集（対面営業（IFAを含む。）の約款等一部改正 新旧対照表

令和5年1月23日
株式会社証券ジャパン

このたび、お客様の将来の目標に向けた長期的な資産形成を支援するため、ゴールベースアプローチに基づく投資一任サービスの提供を開始することとしていることから、下記の通り証券ジャパンの約款等（対面営業（IFAを含む。））を一部改正いたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

（改正項目）

1. 本年2月6日にゴールベースアプローチに基づく投資一任サービスの提供を開始することに伴い、次の約款を一部改正いたします。
 - ・「第15章 電子交付サービス約款」
2. 本改正は、令和5年2月6日から適用することといたします。

（改正項目の新旧対照表）

下線部分変更

新	旧
第15章 電子交付サービス約款	第15章 電子交付サービス約款
<u>第13条（その他）</u> お客様が当社の投資一任契約に基づくサービス（「投資一任サービス」という。）の提供を受ける場合、投資一任サービスに係る書面等の電子交付方法等については、別に定める同意事項によるものとする。	<u>（新設）</u>
<u>第14条</u> （約款の準用） 〽 （現行どおり） <u>第15条</u> （約款の変更）	<u>第13条</u> （約款の準用） 〽 （省略） <u>第14条</u> （約款の変更）

以上